

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品

- 平成二十二年九月十六日農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号（制定）
- 平成二十三年三月三十一日農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号（一部）
- 平成二十五年三月二十九日農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号（一部）
- 平成二十八年四月六日農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号（一部）
- 平成三〇年三月三十一日農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号（一部）
- 令和三年四月一二日農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第三号（一部）
- 令和五年四月七日農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第四号（全部）
- 令和五年九月二十九日農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第五号（一部）

1 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項第1号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。

一 太陽光発電設備（太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。）

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0パーセント
シリコン多結晶系太陽電池	15.0パーセント
シリコン薄膜系太陽電池	8.5パーセント
化合物系太陽電池	12.0パーセント

（備考）「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、日本産業規格C8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）

太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数

放射照度＝1,000ワット毎平方メートル

1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系及び化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

- 二 風力発電装置（風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。以下同じ。）
- 三 原子力発電設備（原子力エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備をいう。以下同じ。）
- 四 水力発電設備（水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備をいう。）
- 五 地熱発電設備（地熱エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備をいう。）
- 六 太陽熱利用装置（熱交換により太陽熱を利用するための装置のうち、日集熱効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準日集熱効率以上のものに限る。）

区分		基準日集熱効率
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	

液体	平板形透過体付き		40パーセント
	真空ガラス管形		40パーセント
空気	平板形	透過体付き	30パーセント
		透過体なし	10パーセント

(備考) 「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量(集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が10ケルビンかつ1日当たりの日射量が20,000キロジュール／平方メートルであるときの値を日本産業規格A4112に準拠して算出したもの)を集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。

七 雪氷熱利用装置(雪又は氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。))を熱源として利用するための装置のうち、当該雪又は氷の貯蔵設備を有するものに限る。)

八 地中熱利用設備(地中熱を利用するための設備をいう。)

九 バイオマス利用装置(次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。)

イ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの

ロ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの

ハ バイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの

十 水熱利用設備(水中の熱を熱交換器により利用するための設備をいう。)

十一 水電解水素発生装置(非化石エネルギー源を利用するものに限る。)

2 法第2条第3項第2号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。

一 高効率蒸気ボイラ(蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。)

イ 発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの

ロ 供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの

二 高効率温水ボイラ(供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のものに限る。)

三 熱電併給型動力発生装置(ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、日本産業規格B8121に定めるコージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率又は発電効率(発電端)のいずれかが、次の表に掲げる基準(低位発熱量基準)以上のものに限る。)

基準	
総合効率	82パーセント
発電効率	41パーセント

四 高効率電動機(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。))第18条第27号に掲げる交流電動機のうち、交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成26年経済産業省告示第218号)の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。)

区分		基準エネルギー消費効率
定格周波数又は基底周波数	定格出力	
60ヘルツ	0.75キロワット以上0.925キロワット未満	85.5
	0.925キロワット以上1.85キロワット未満	86.5
	1.85キロワット以上4.6キロワット未満	89.5
	4.6キロワット以上9.25キロワット未満	91.7
	9.25キロワット以上13キロワット未満	92.4
	13キロワット以上16.75キロワット未満	93.0
	16.75キロワット以上26キロワット未満	93.6
	26キロワット以上33.5キロワット未満	94.1
	33.5キロワット以上41キロワット未満	94.5
	41キロワット以上50キロワット未満	95.0
	50キロワット以上100キロワット未満	95.4
	100キロワット以上130キロワット未満	95.8
	130キロワット以上375キロワット以下	96.2
50ヘルツ	0.75キロワット	82.5
	1.1キロワット	84.1
	1.5キロワット	85.3
	2.2キロワット	86.7
	3キロワット	87.7
	4キロワット	88.6
	5.5キロワット	89.6
	7.5キロワット	90.4

	11キロワット	91.4
	15キロワット	92.1
	18.5キロワット	92.6
	22キロワット	93.0
	30キロワット	93.6
	37キロワット	93.9
	45キロワット	94.2
	55キロワット	94.6
	75キロワット	95.0
	90キロワット	95.2
	110キロワット	95.4
	132キロワット	95.6
	160キロワット	95.8
	200キロワット以上375キロワット以下	96.0
	その他	備考2参照

(備考)

- 1 測定して得られたエネルギー消費効率の値に、表(1)及び表(2)に掲げる係数 a から f をそれぞれ乗じ、小数点以下 2 桁を四捨五入した数値で評価を行うものとする。なお、表(1)に掲げる定格出力以外の出力の場合（60ヘルツ）、その出力の前後にある表(1)の定格出力間の中間点以上となるものにあつては高い定格出力の係数 a から c を、中間点未満となるものにあつては低い定格出力の係数 a から c を用いることとする。

表(1) 60ヘルツにおける出力別係数

定格出力	2 極	4 極	6 極
[キロワット]	係数 a	係数 b	係数 c
0.75	1.1104	1.0000	1.0364
1.1	1.0298	1.0000	0.9886
1.5	1.0117	1.0000	0.9774
2.2	1.0347	1.0000	1.0000
3.7	1.0113	1.0000	1.0000
5.5	1.0246	1.0000	1.0077
7.5	1.0166	1.0000	1.0077
11	1.0154	1.0000	1.0076
15	1.0220	1.0000	1.0142
18.5	1.0207	1.0000	1.0065
22	1.0207	1.0000	1.0065
30	1.0184	1.0000	1.0000

37	1. 0161	1. 0000	1. 0043
45	1. 0150	1. 0000	1. 0053
55	1. 0192	1. 0000	1. 0095
75	1. 0138	1. 0000	1. 0042
90	1. 0042	1. 0000	1. 0042
110	1. 0084	1. 0000	1. 0000
150	1. 0084	1. 0000	1. 0042
185～375	1. 0042	1. 0000	1. 0042

表(2) 50ヘルツにおける出力別係数

定格出力	2 極	4 極	6 極
[キロワット]	係数 d	係数 e	係数 f
0. 75	1. 0223	1. 0000	1. 0456
1. 1	1. 0169	1. 0000	1. 0383
1. 5	1. 0131	1. 0000	1. 0339
2. 2	1. 0093	1. 0000	1. 0285
3	1. 0069	1. 0000	1. 0245
4	1. 0057	1. 0000	1. 0207
5. 5	1. 0045	1. 0000	1. 0182
7. 5	1. 0033	1. 0000	1. 0146
11	1. 0022	1. 0000	1. 0122
15	1. 0022	1. 0000	1. 0099
18. 5	1. 0022	1. 0000	1. 0098
22	1. 0032	1. 0000	1. 0087
30	1. 0032	1. 0000	1. 0075
37	1. 0021	1. 0000	1. 0064
45	1. 0021	1. 0000	1. 0053
55	1. 0032	1. 0000	1. 0053
75	1. 0032	1. 0000	1. 0042
90	1. 0021	1. 0000	1. 0032
110	1. 0021	1. 0000	1. 0032
132	1. 0021	1. 0000	1. 0021
160	1. 0021	1. 0000	1. 0021
200～375	1. 0021	1. 0000	1. 0021

2 表中その他の区分の基準エネルギー消費効率Eは、次の式で算出された値とする。

$$E = A_0 \times (\log_{10} (P_N / P_C)) ^3 + B_0 \times (\log_{10} (P_N / P_C)) ^2 + C_0 \times \log_{10} (P_N / P_C) + D_0$$

ここで、E：基準エネルギー消費効率（単位 パーセント）

P_N ：定格出力（単位 キロワット）

P_C : 1 (単位 キロワット)

A_0 : 0.0773、 B_0 : -1.8951、 C_0 : 9.2984、 D_0 : 83.7025 (補間係数)

ただし、極数が2極又は6極のものについては、測定して得られたエネルギー消費効率の値に、2極であれば係数 g を、6極であれば係数 h を乗じて算出された値(小数点以下2桁を四捨五入した数値)で評価を行うものとする。

$$\text{係数 } g = \frac{(A_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_0 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_0)}{(A_1 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_1 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_1 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_1)}$$

ここで、 P_N : 定格出力 (単位 キロワット)

P_C : 1 (単位 キロワット)

A_1 : 0.3569、 B_1 : -3.3076、 C_1 : 11.6108、 D_1 : 82.2503 (補間係数)

$$\text{係数 } h = \frac{(A_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_0 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_0)}{(A_2 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_2 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_2 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_2)}$$

ここで、 P_N : 定格出力 (単位 キロワット)

P_C : 1 (単位 キロワット)

A_2 : 0.1252、 B_2 : -2.6130、 C_2 : 11.9963、 D_2 : 80.4769 (補間係数)

- 3 3定格(6定格)を含み出荷する場合、200ボルト/60ヘルツ(400ボルト/60ヘルツ)については、測定して得られたエネルギー消費効率の値に、次の表に掲げる係数 $i \sim k$ をそれぞれ乗じ、小数点以下2桁を四捨五入した数値で評価を行うものとする。なお、3定格と6定格の定義は以下のとおり。

3定格 : 200ボルト/50ヘルツ、200ボルト/60ヘルツ、220ボルト/60ヘルツ、400ボルト/50ヘルツ、400ボルト/60ヘルツ及び440ボルト/60ヘルツ

6定格 : 200ボルト/50ヘルツ、200ボルト/60ヘルツ、220ボルト/60ヘルツ、400ボルト/50ヘルツ、400ボルト/60ヘルツ及び440ボルト/60ヘルツ

定格出力 [キロワット]	2極	4極	6極
	係数 i	係数 j	係数 k
0.75	1.1325	1.0130	1.0452
1.1	1.0485	1.0188	1.0023
1.5	1.0298	1.0188	0.9908
2.2	1.0468	1.0147	1.0170
3.7	1.0229	1.0147	1.0170
5.5	1.0362	1.0099	1.0246
7.5	1.0246	1.0099	1.0246
11	1.0244	1.0109	1.0221
15	1.0310	1.0142	1.0288
18.5	1.0286	1.0119	1.0207
22	1.0286	1.0119	1.0207

30	1.0262	1.0107	1.0107
37	1.0227	1.0107	1.0150
45	1.0215	1.0106	1.0128
55	1.0258	1.0032	1.0171
75	1.0192	1.0032	1.0117
90	1.0095	1.0032	1.0117
110	1.0138	1.0042	1.0074
150	1.0126	1.0042	1.0116
185～375	1.0084	1.0042	1.0116

五 高効率変圧器（省エネ法施行令第18条第18号に掲げる変圧器のうち、変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成24年経済産業省告示第71号）の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないものに限る。なお、日本産業規格C4304及びC4306に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の右辺に、油入変圧器にあつては1.10を、モールド変圧器にあつては1.05をそれぞれ乗じた式として取り扱うものとする。）

区分				基準エネルギー消費
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量	効率
油入変圧器	単相	50 ヘルツ		$E = 11.2 S^{0.732}$
		60 ヘルツ		$E = 11.1 S^{0.725}$
	三相	50 ヘルツ	500 キロボルトアンペア以下	$E = 16.6 S^{0.696}$
			500 キロボルトアンペア超	$E = 11.1 S^{0.809}$
		60 ヘルツ	500 キロボルトアンペア以下	$E = 17.3 S^{0.678}$
			500 キロボルトアンペア超	$E = 11.7 S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50 ヘルツ		$E = 16.9 S^{0.674}$
		60 ヘルツ		$E = 15.2 S^{0.691}$
	三相	50 ヘルツ	500 キロボルトアンペア以下	$E = 23.9 S^{0.659}$
			500 キロボルトアンペア超	$E = 22.7 S^{0.718}$
		60 ヘルツ	500 キロボルトアン	$E = 22.3 S^{0.674}$

			ペア以下	
			500 キロボルトアンペア超	$E = 19.4 S^{0.737}$

(備考)

- 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
- 3 E 及び A は、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率

S：定格容量（単位 キロボルトアンペア）

六 高効率切削加工機（被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの、アキュムレータ仕様のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。）

七 高効率研削盤（外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの、アキュムレータ仕様のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。）

八 高効率特殊加工機（レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの、アキュムレータ仕様のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。）

九 高効率液圧プレス（ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレスのうち、サーボモータ又はインバータ方式により油圧制御を行うものに限る。）

十 サーボ駆動式機械プレス（サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる機械プレスをいう。）

十一 高効率鍛造機（鍛造機のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。）

イ サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させるもの

ロ サーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの

十二 低燃費型建設機械（土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械のうち、次のイからへまでのいずれかに該当するものに限る。）

イ 作業強度に応じて、エンジンの回転数を制御し、又は作動部に供給される油圧を切り換える機構を有するもの

ロ 作動部の操作レバーの位置が中立であるときのエンジン回転をアイドル回転とする機構を有するもの

ハ 作動部の負荷を検知して、油圧を調整するポンプを有するもの

ニ 作動部の作業状態に対応して変化する油圧ポンプの負荷を検知して、当該油圧ポンプの合計馬力をエンジン馬力以内に制御する機構を有するもの

ホ 油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して調整する機構を有するもの

ヘ 廃エネルギーの回収及び充電を行う機能を有するもの

十三 高効率業務用厨房機器（業務の用に供する厨房機器のうち、次のイからニまでのいずれかに該当するものに限る。）

イ 内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナを搭載したもの

- ロ 低輻射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。）
 - ハ 電磁誘導加熱方式によるもの
 - 二 ヒートポンプ加熱方式による廃熱回収装置を有するもの
- 十四 高効率燃焼式工業炉（燃焼式工業炉のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。）
- イ 廃熱回収装置（リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。）を有するもの
 - ロ プロセスガス低減装置を有するもの
 - ハ 空燃比精密制御装置を有するもの
- 十五 高効率電気式工業炉（電気式工業炉のうち、ソリッドステート型変換装置を有するものに限る。）
- 十六 断熱強化型工業炉（工業炉のうち、炉内部壁が高性能断熱材によって構成されているものに限る。）
- 十七 原材料予熱型工業炉（工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するものに限る。）
- 十八 高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置（燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するものに限る。）
- 十九 高効率生型造型機（生砂を用いて鋳型を造型する機械のうち、生砂の投入量を自動的に調整する機能を有するものに限る。）
- 二十 高効率砂処理機械（砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないものに限る。）
- 二十一 高効率中子除去装置（中子除去装置のうち、高速振動機及びノッカー機構を有するものに限る。）
- 二十二 省エネルギー型ダイカストマシン（ダイカストマシンのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。）
- イ サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの
 - ロ 電動化機構により型締、押出又は射出を行うもの
- 二十三 高効率溶解設備（次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。）
- イ 高効率熱交換器を有するキューボラ
 - ロ 予熱機構を有する電気溶解設備
- 二十四 低燃費乗用自動車（省エネ法施行令第18条第1号に掲げる乗用自動車であって、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省・国土交通省告示第2号）に定めるガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、L Pガス乗用自動車、小型バス、路線バス等及び一般バス等のうち、それぞれ同告示に規定するエネルギー消費効率（ただし、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車及びL Pガス乗用自動車においては、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第1条第1項第1号に掲げる方法により算定したものとする。）が、ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車にあつては次の表1の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値を下回らないもの、L Pガス乗用自動車にあつては同表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの、小型バスにあつては次の表2の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの、路線バス等及び一般バス等にあつては次の表3の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

表1

区分		基準エネルギー消費効率
自動車の種別	車両重量	
ガソリン乗用自動車	703キログラム未満	21.2
	703キログラム以上828キログラム未満	18.8
	828キログラム以上1,016キログラム未満	17.9
	1,016キログラム以上1,266キログラム未満	16.0
	1,266キログラム以上1,516キログラム未満	13.0
	1,516キログラム以上1,766キログラム未満	10.5
	1,766キログラム以上2,016キログラム未満	8.9
	2,016キログラム以上2,266キログラム未満	7.8
	2,266キログラム以上	6.4
ディーゼル乗用自動車	1,016キログラム未満	18.9
	1,016キログラム以上1,266キログラム未満	16.2
	1,266キログラム以上1,516キログラム未満	13.2
	1,516キログラム以上1,766キログラム未満	11.9
	1,766キログラム以上2,016キログラム未満	10.8
	2,016キログラム以上2,266キログラム未満	9.8
	2,266キログラム以上	8.7
L P ガス乗用自動車	703キログラム未満	15.9
	703キログラム以上828キログラム未満	14.1
	828キログラム以上1,016キログラム未満	13.5
	1,016キログラム以上1,266キログラム未満	12.0

	1,266キログラム以上1,516キログラム未満	9.8
	1,516キログラム以上1,766キログラム未満	7.9
	1,766キログラム以上2,016キログラム未満	6.7
	2,016キログラム以上2,266キログラム未満	5.9
	2,266キログラム以上	4.8

(備考)「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

表2

区分	基準エネルギー消費効率
揮発油を燃料とする小型バス	8.5
軽油を燃料とする小型バス	9.7

表3

区分		基準エネルギー消費効率
自動車の種別	車両総重量	
路線バス等	3.5トン超8トン以下	6.97
	8トン超10トン以下	6.30
	10トン超12トン以下	5.77
	12トン超14トン以下	5.14
	14トン超	4.23
一般バス等	3.5トン超6トン以下	9.04
	6トン超8トン以下	6.52
	8トン超10トン以下	6.37
	10トン超12トン以下	5.70
	12トン超14トン以下	5.21
	14トン超16トン以下	4.06
	16トン超	3.57

(備考)「車両総重量」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

二十五 低燃費貨物自動車(省エネ法施行令第18条第8号に掲げる貨物自動車であつて、貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号)に定めるガソリン貨物自動車、ディーゼル貨物自動車、トラック等及びトラクタのうち、それぞれ同告示に規定するエネルギー消費効率(ただし、ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車においては、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第1条

第1項第1号に掲げる方法により算定したものとする。)が、ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車にあってはそれぞれ次の表1の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値を下回らないもの、トラック等及びトラクタにあってはそれぞれ次の表2の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。)

表1

区分					基準エネルギー消費効率
自動車の種別		変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
ガソリン貨物自動車	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の軽自動車であって貨物の輸送の用に供するもの	手動式	703キログラム未満	構造A	20.2
				構造B	17.0
			703キログラム以上828キログラム未満	構造A	18.0
				構造B	16.7
			828キログラム以上		15.5
		手動式以外のもの	703キログラム未満	構造A	18.9
				構造B	16.2
			703キログラム以上828キログラム未満	構造A	16.5
				構造B	15.5
			828キログラム以上		14.9
	道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の輸送の用に供するもの	手動式	1,016キログラム未満		17.8
			1,016キログラム以上		15.7
		手動式以外のもの	1,016キログラム未満		14.9
			1,016キログラム以上		13.8
	道路運送車両法	手動式	1,266キログラム	構造A	14.5

	施行規則第2条 の普通自動車又は 小型自動車（ 車両総重量が1.7 トン超2.5トン以 下のものに限 る。）であって 貨物の輸送の用 に供するもの		ム未満	構造B	12.3
			1,266キログラ ム以上1,516キ ログラム未満		10.7
			1,516キログラ ム以上		9.3
		手動式以外の もの	1,266キログラ ム未満	構造A	12.5
				構造B	11.2
			1,266キログラ ム以上		10.3
ディーゼル貨 物自動車	道路運送車両法 施行規則第2条 の普通自動車又は 小型自動車（ 車両総重量が1.7 トン以下のもの に限る。）であ って貨物の輸送 の用に供するも の	手動式			17.7
		手動式以外の もの			15.1
	道路運送車両法 施行規則第2条 の普通自動車又は 小型自動車（ 車両総重量が1.7 トン超2.5トン以 下のものに限 る。）であって 貨物の輸送の用 に供するもの	手動式	1,266キログラ ム未満	構造A	17.4
				構造B	14.6
			1,266キログラ ム以上1,516キ ログラム未満		14.1
			1,516キログラ ム以上		12.5
		手動式以外の もの	1,266キログラ ム未満	構造A	14.5
				構造B	12.6
			1,266キログラ ム以上1,516キ ログラム未満		12.3
			1,516キログラ ム以上1,766キ ログラム未満		10.8
			1,766キログラ ム以上		9.9

(備考)

1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ 最大積載量を車両総重量で除して得た値が0.3以下となるもの

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室及び車体外を固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるもの

ハ 運転者室の前方に原動機を有するもの

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

表 2

区分		基準エネルギー消費効率
自動車の種別	車両総重量	
トラック等	3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が1.5トン以下のものに限る。）	10.83
	3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が1.5トン超2トン以下のものに限る。）	10.35
	3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が2トン超3トン以下のものに限る。）	9.51
	3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が3トン超のものに限る。）	8.12
	7.5トン超8トン以下	7.24
	8トン超10トン以下	6.52
	10トン超12トン以下	6.00
	12トン超14トン以下	5.69
	14トン超16トン以下	4.97
	16トン超20トン以下	4.15
	20トン超	4.04
トラクタ	20トン以下	3.09
	20トン超	2.01

二十六 充電機能付電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えているもののうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものをいう。）

二十七 高効率天然ガス自動車（可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車のうち、同種の一般的な自動車と比べてエネルギーの消費量との対比におけるその性能の向上の程度が高いものとして燃料供給装置にマルチポイントインジェクション方式の機構を有するものに限る。）

二十八 高効率LPガス自動車（LPガスを内燃機関の燃料として用いる自動車のうち、同種の一般的な自動車と比べてエネルギーの消費量との対比におけるその性能の向上の程度が高いものとして燃料供給装置にマルチ

ポイントインジェクション方式の機構を有するものに限り、低燃費乗用自動車を除く。)

二十九 高効率保冷装置搭載貨物自動車(保冷装置(ベルト駆動コンプレッサ式エジェクタサイクル冷凍機、スクロールコンプレッサ式冷凍機又は発電式冷凍機を有し、かつ、荷室内の空気との熱交換を行う機構を有するものに限る。)を搭載した貨物の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車をいう。)

三十 低燃費航空機(ジェット航空機のうち、その単位燃料消費重量当たりの飛行距離(その最大離陸重量の85パーセントの重量のジェット航空機が、標準大気において任意の高度かつ任意の速度で巡航するときの数値をいう。単位メートル毎キログラム)に、最大離陸重量の0.8011乗を乗じて得た数値が、3.021に10の6乗を乗じて得た数値以上のものに限る。)

三十一 高効率吸収式冷凍機(空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率が(日本産業規格B8622に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.2以上のものに限る。)

三十二 高効率吸収式冷温水機(空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、冷房時の定格消費熱電効率が1.21以上のものに限る。)

三十三 廃熱投入型吸収式冷凍機(冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が1.2以上のものに限る。)

三十四 廃熱投入型吸収式冷温水機(冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、冷房時の定格消費電熱効率が1.21以上のものに限る。)

三十五 高効率ターボ冷凍機(空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、期間成績係数(日本産業規格B8621に基づいて算出された数値をいう。)が7.0以上のもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。)

三十六 高効率ヒートポンプ熱源機(次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。)

イ 冷水又は冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。

ロ 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.8以上のものに限る。

三十七 高効率ガスエンジンヒートポンプ(室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプのうち、エネルギー消費効率が次の表に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以上のものに限る。)

区分		基準エネルギー消費効率
冷房能力(キロワット)	日本産業規格B8627(2015)又は 日本産業規格B8627-1(2006) 適合	
7.1超28未満	日本産業規格B8627(2015)適合機種	1.04
	日本産業規格B8627-1(2006)適合機種	1.42

	適合外機種	1. 15
28以上35未満	日本産業規格 B 8627 (2015) 適合機種	1. 22
	日本産業規格 B 8627－1 (2006) 適合機種	1. 67
	適合外機種	1. 33
35以上67未満	日本産業規格 B 8627 (2015) 適合機種	1. 36
	日本産業規格 B 8627－1 (2006) 適合機種	1. 86
	適合外機種	1. 33
67以上	日本産業規格 B 8627 (2015) 適合機種	1. 36
	日本産業規格 B 8627－1 (2006) 適合機種	1. 86
	適合外機種	1. 23

(備考) 「エネルギー消費効率」は、日本産業規格 B 8627 (2015) 適合機種 (日本産業規格 B 8627 に適合する製品をいう。) にあつては同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、日本産業規格 B 8627－1 (2006) 適合機種 (平成27年10月20日に廃止された日本工業規格 B 8627－1 (2006) に適合する製品をいう。) にあつては同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、これら以外の製品にあつては室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力の和を当該室外機の定格ガス消費量及び定格消費電力を一次エネルギー換算した数値の和で除して得た数値とする。

三十八 高効率業務用エアコンディショナー (省エネ法施行令第18条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 (平成21年経済産業省告示第213号) に定める業務の用に供するために製造されたエアコンディショナーであつて、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。)

区分			基準エネルギー消費効率
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のものと 下記以外のもの	四方向カセット形	3.6キロワット未満	$E = 6.0$
		3.6キロワット以上10.0 キロワット未満	$E = 6.0 - 0.083 \times (A - 3.6)$
		10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E = 6.0 - 0.12 \times (A - 10)$
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E = 5.1 - 0.060 \times (A - 20)$
	四方向カセット形以外	3.6キロワット未満	$E = 5.1$

		3.6キロワット以上10.0 キロワット未満	$E = 5.1 - 0.083 \times (A - 3.6)$
		10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E = 5.1 - 0.10 \times (A - 10)$
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E = 4.3 - 0.050 \times (A - 20)$
マルチタイプのもので 室内機の運転を個別制 御するもの		10.0キロワット未満	$E = 5.7$
		10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E = 5.7 - 0.11 \times (A - 10)$
		20.0キロワット以上40.0 キロワット未満	$E = 5.7 - 0.065 \times (A - 20)$
		40.0キロワット以上50.4 キロワット以下	$E = 4.8 - 0.040 \times (A - 40)$
室内機が床置きでダク ト接続形のものと及びこ れに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	$E = 4.9$
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E = 4.9$
	ダクト形	20.0キロワット未満	$E = 4.7$
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E = 4.7$

(備考)

- 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
- 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下同じ。
- E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率

A：冷房能力（単位 キロワット）

三十九 高効率家庭用エアコンディショナー（省エネ法施行令第18条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める家庭用エアコンディショナーであって、同告示3(1)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

区分			基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	
直吹き形で壁掛け形のもの	3.2キロワット以下	寸法規定タイプ	5.8
		寸法フリータイプ	6.6
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	寸法規定タイプ	4.9
		寸法フリータイプ	6.0
	4.0キロワット超5.0キロ		5.5

	ワット以下		
	5.0キロワット超6.3キロワット以下		5.0
	6.3キロワット超28.0キロワット以下		4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2キロワット以下		5.2
	3.2キロワット超4.0キロワット以下		4.8
	4.0キロワット超28.0キロワット以下		4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下		5.4
	4.0キロワット超7.1キロワット以下		5.4
	7.1キロワット超28.0キロワット以下		5.4

（備考）「寸法規定タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種をいう。「寸法フリータイプ」とは、寸法規定タイプ以外のものをいう。

四十 蓄熱式空気調和装置（空気調和用の冷温水を供給する空気調和装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率（定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）又は定格日量加熱効率（定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）が2.2以上のものに限る。）

四十一 氷蓄熱式空気調和機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1の室外機につき、2以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。）及び氷蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.0以上のものに限る。）

四十二 冷媒用コンデンシングユニット（インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。）

四十三 高効率業務用冷凍冷蔵庫（次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。）

イ 省エネ法施行令第18条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち、電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第35号）に定める業務用冷凍庫であって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするもの

区分		基準エネルギー消費効率
区分名	形状	
3 A	縦型	$E_2 = 1.96V_2 + 186n_F + 295d_F + 788$

3 B	横型	$E_2 = 4.12V_2 + 157n_F + 157d_F + 349$
4 A	チェストフリーザー	$E_2 = 1.16V_2 + 211$
4 B	冷凍ストッカー	$E_2 = 1.39V_2 + 359$

(備考)

- 「縦型」とは、日本産業規格B8630（2009）に規定する外形寸法に基づく高さ（以下「外形高さ寸法」という。）（単位 ミリメートル）が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。以下同じ。
- 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。以下同じ。
- 「チェストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。
- 「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。
- E_2 は基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）の数値を表すものとする。
- V_2 は調整内容積（単位 リットル）であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

d は日本産業規格B8630（2009）に規定する外形寸法に基づく奥行き（以下「外形奥行き寸法」という。）（単位 ミリメートル）をいう。

V_F は冷凍室の定格内容積（単位 リットル）をいう。

区分名	調整内容積の算定式
3 A	$V_2 = 800 / d \times V_F$
3 B	$V_2 = 600 / d \times V_F$
4 A	$V_2 = V_F$
4 B	$V_2 = V_F$

(注記) ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「3 A」であって500以下の場合は500、区分名「3 B」であって75以下の場合は75、区分名「4 A」であって250以下の場合は250、区分名「4 B」であって50以下の場合は50の数値を用いるものとする。

- n_F は冷凍室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。
- d_F は多扉（次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄の標準扉枚数を超えるものをいう。以下同じ。）のものにあっては $d_F = 1$ とし、その他のものにあっては $d_F = 0$ とする。

種類		標準扉枚数
形状	外形幅寸法	
縦型	825ミリメートル以下	2
	825ミリメートル超1,650ミリメートル以下	4
	1,650ミリメートル超	6
横型	1,050ミリメートル以下	1
	1,050ミリメートル超1,650ミ	2

	リメートル以下	
	1,650ミリメートル超	3

(注記) 外形幅寸法とは、日本産業規格B8630(2009)で規定する外形寸法に基づく幅(単位 ミリメートル)をいう。

ロ 省エネ法施行令第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち、電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年経済産業省告示第34号)に定める業務用冷蔵庫であって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするもの

区分				基準エネルギー消費効率
区分名	冷蔵庫の種別	形状	インバータ制御電動機	
1 A	冷蔵庫	縦型	有	$E_2=0.345V_2+86n_R+64d_R+315$
1 B			無	$E_2=0.766V_2+86n_R+64d_R+106$
1 C		横型	—	$E_2=1.12V_2+70n_R+34d_R+237$
2 A	冷凍冷蔵庫	縦型	—	$E_2=0.872V_2+86n_R+64d_R+186n_F+295d_F-113$
2 B		横型	—	$E_2=2.43V_2+70n_R+34d_R+157n_F+157d_F-183$

(備考)

- 1 E_2 は基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時毎年)の数値を表すものとする。
- 2 V_2 は調整内容積(単位 リットル)であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。
 d は外形奥行き寸法(単位 ミリメートル)をいう。
 V_R は冷蔵室の定格内容積(単位 リットル)をいう。
 V_F は冷凍室の定格内容積(単位 リットル)をいう。

区分名	調整内容積の算定式
1 A	$V_2=800/d \times V_R$
1 B	$V_2=800/d \times V_R$
1 C	$V_2=600/d \times V_R$
2 A	$V_2=800/d \times (V_R+2.48V_F)+887$
2 B	$V_2=600/d \times (V_R+3.74V_F)+336$

(注記) ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「1 A」及び「1 B」であって500以下
 の場合は500、区分名「1 C」であって75以下の場合は75、区分名「2 A」であって1,930以下の場
 合は1,930、区分名「2 B」であって750以下の場合は750の数値を用いるものとする。

- 3 n_R は冷蔵室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。
- 4 n_F は冷凍室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。
- 5 d_R は冷蔵室が多扉のものにあつては $d_R=1$ とし、その他のものにあつては $d_R=0$ とする。
- 6 d_F は冷凍室が多扉のものにあつては $d_F=1$ とし、その他のものにあつては $d_F=0$ とする。

四十四 高効率ショーケース（省エネ法施行令第18条第29号に掲げるショーケースのうち、ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成29年経済産業省告示第30号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。）

区分						基準エネルギー消費効率	
区分名	外気の遮断	形状	温度帯		冷却方式	扉の形状	
1 A	クローズドタイプ	箱型	冷蔵		冷氣強制循環型	スイングスライド	$E=2.24V_1+150$
1 B		四面・五面ガラス式				スイング	$E=4.16V_2+85$
1 C		リーチイン（冷凍機が下置きのもの）				スライド	$E=2.61V_3-217$
1 D							$E=0.822V_3+694$
1 E			冷凍			スイング	$E=5.08V_3+4274$
1 F		冷氣自然対流形			スライド	$E=4.11V_2+440$	
1 G		冷氣強制循環形				$E=19.5V_2+1643$	
2 A	オープンタイプ	多段形（天井吹出形）（薄形）	冷蔵	中温	冷氣強制循環形	—	$E=11.6V_4-440$
2 B				高温			$E=8.31V_4-3$
2 C				低温			$E=17.9V_2+1577$
2 D		中温		$E=5.03V_2+1214$			
2 E		冷凍	低温	$E=13.4V_2$			

						+4321
2 F				中温		$E = 20.7 V_2$ +1558

(備考)

- 1 「薄形」とは、日本産業規格 B 8631-1 (2011) に規定する最大外形寸法に基づく奥行き（以下「製品奥行き寸法」という。）（単位 ミリメートル）が 800 ミリメートル未満のものをいう。
- 2 「片面」とは、日本産業規格 B 8631-1 (2011) に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。
- 3 「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回転させて開閉する扉の形態をいう。
- 4 「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。
- 5 E は基準エネルギー消費効率単位キロワット時毎年）の数値を表すものとする。
- 6 V_1 、 V_2 、 V_3 及び V_4 は調整冷却内容積（単位 リットル）であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

D は製品奥行き寸法をいう。

d は天井部の奥行き寸法（単位 ミリメートル）をいう。

V は日本産業規格 B 8631-2 (2011) 付属書 J B に規定する冷却内容積（単位 リットル）をいう。

区分名	調整冷却内容積の算定式
1 A	$V_1 = (550 / D) \times V$
1 B	$V_2 = V$
1 C	$V_3 = (800 / D) \times V$
1 D	$V_3 = (800 / D) \times V$
1 E	$V_3 = (800 / D) \times V$
1 F	$V_2 = V$
1 G	$V_2 = V$
2 A	$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$
2 B	$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$
2 C	$V_2 = V$
2 D	$V_2 = V$
2 E	$V_2 = V$
2 F	$V_2 = V$

(注記) ただし、上記の算定式により算定した結果、調整冷却内容積が区分名ごとに応じて、次の表の右欄に掲げる下限値以下の値となるものにあつては、調整冷却内容積は下限値を用いるものとする。

区分名	調整冷却内容積下限値
1 A	172
1 B	174
1 C	444
1 D	857

1 E	389
1 F	66
1 G	374
2 A	356
2 B	267
2 C	90
2 D	178
2 E	207
2 F	163

四十五 高効率ヒートポンプ式給湯機（業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、年間加熱効率（年間加熱量を年間消費電力量で除して得た数値）が次の表の右欄に掲げる基準値以上のものに限る。）

熱源	方式	加熱能力	基準値
			年間加熱効率
空気熱源	一過式	20キロワット以下	4.0
		20キロワット超	3.5

（備考）「加熱能力」は、温度条件が中間期に乾球温度16℃、湿球温度12℃で運転した場合とする。

四十六 高効率業務用ガス給湯器（業務の用に供するガス給湯器のうち、潜熱回収型のものに限る。）

四十七 省エネルギー型自動販売機（省エネ法施行令第18条第17号に掲げる自動販売機のうち、自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第289号）の3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以下のものに限る。）

区分			基準エネルギー消費効率
販売する飲料の種類	自動販売機の種別		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		$E = 0.218V + 401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行き寸法が400ミリメートル未満のもの）		$E = 0.798V_a + 414$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行き寸法が400ミリメートル以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E = 0.482V_a + 350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E = 0.482V_a + 500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E = 0.948V + 373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	$E = 0.306V_b + 954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	$E = 0.63V_b + 1474$
	Bタイプ（商品そのもの）	コールド専用機	$E = 0.477V + 750$

	を視認し、商品販売を行うもの)	ホットアンドコールド機	$E = 0.401 V_b + 1261$
カップ式飲料			$E = 1020 \quad (T \leq 1500)$ $E = 0.293 T + 580 \quad (1500 < T)$

(備考)

- 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

- 4 E、V、V_a、V_b及びTは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位 リットル）

V_a：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位 リットル）

V_b：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位 リットル）

T：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値をいう。）（単位 キロジュール）

四十八 省エネルギー型複写機（複写機のうち、消費電力量が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準TEC値を上回らないものに限る。）

区分		基準TEC値
種別	製品速度 (ipm)	
モノクロ複写機	15ipm以下	$E = 1.0$
	15ipm超40ipm以下	$E = 0.10 \times ipm - 0.5$
	40ipm超82ipm以下	$E = 0.35 \times ipm - 10.3$
	82ipm超	$E = 0.70 \times ipm - 39.0$
カラー複写機	32ipm以下	$E = 0.10 \times ipm + 2.8$
	32ipm超58ipm以下	$E = 0.35 \times ipm - 5.2$
	58ipm超	$E = 0.70 \times ipm - 26.0$

(備考)

- 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1分間にA4又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することを1ipm（分当たり画像数）とする。画像精製時の最大公称片面印刷速度が、A4用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その二つの速度のうち速い方を適用する。以下同じ。
- 2 「TEC値」は、以下の①測定要件及び②測定手順に基づいて、③算出式により算出した標準1週間当たりの消費電力量をいう。この標準的1週間は、午前と午後の大きな作業時間帯とその間の最低電力モード（

昼食時)で構成される稼働日(5日間)と、製品が使用されない非稼働日(2日)で構成される。非稼働日については、手動によって製品の電源が切られない(スイッチオフされない)ことを前提とする。以下同じ。

①測定要件

印刷及び複写モード：測定は、モノクロ片面印刷及び複写で実施する。そのため複写用の画像原本は、片面画像とする。

試験用画像：試験画像には、国際規格ISO/IEC 10561 (1999)の試験パターンAを使用する。試験画像は、10ポイントサイズの固定幅であるCourierフォント又は類似のフォントで表示される。ドイツ語特有の文字については、製品が対応できない場合、生成する必要はない。画像は、対象とする市場に応じて、8.5"×11"又はA4用紙にレンダリングする。ページ記述言語に対応できるプリンタ又は複合機には、画像をPDFで送る。

自動オフとネットワークの動作：特に電力管理の移行遅延時間や解像度などの主要要素について、出荷時と同じ又は推奨される構成に設定する(ただし、以下に規定されている場合を除く。)。推奨する初期設定移行時間に関して参加事業者が提供する全ての情報は、出荷時の構成と矛盾がないものであり、取扱説明書やウェブサイトに表示され、設置担当者によって消費者に提供される。出荷時に自動オフ機能が有効にされているプリンタ、プリント機能付き複合機、プリント機能付きデジタル印刷機及びファクシミリは、試験前にこの機能を無効にする。出荷時にネットワーク接続が可能にされているプリンタと複合機は、ネットワークに接続する。ネットワーク接続の形式(ネットワークに接続できない場合はその他のデータ接続)は参加事業者の自由裁量によるが、使用した形式を報告する。試験用の印刷ジョブは、ネットワーク接続された機器においても、非ネットワーク接続により送信してよい。

製品構成：給紙装置及び仕上げ用装置は、出荷時又は推奨される構成にするが、試験時での使用は参加事業者の自由裁量に基づく(例えば、任意の給紙装置を使用できる。)。除湿機能はユーザーが制御可能な場合、オフにしてもよい。モデルの一部であり、用紙に関する機能等のユーザーにより搭載又は取り付けられる予定のハードウェアは全て、試験前に搭載する。

ジョブ数：ジョブ当たりの画像数及びTEC値算出に使用する1日当たりのジョブ数の決定には、製品に初期設定されている出力速度(実際に測定で使用される速度)ではなく、標準用紙(8.5"×11"又はA4)にモノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷(複写)速度を最も近い整数にしたものを用いる。これは、製品届出書に記載される製品速度と同じものである。

ジョブ当たりの画像数は1と既定されているファクシミリを除き、その他の製品のジョブ当たりの画像数は、以下の手順に従って算出される。

ア. 1日当たりのジョブ数を計算する。1日当たりのジョブ数は製品速度により異なる。

- ・製品速度が8 ipm以下の場合、1日当たり8ジョブとする。
- ・製品速度が8 ipmから32ipmである場合、1日当たりのジョブ数はその機器の速度と同じにする。
例えば、速度が14ipmの機器は、1日当たり14ジョブとする。
- ・製品速度が32ipm以上の場合、1日当たり32ジョブとする。

イ. 以下の式により、1日当たりの公称画像数を算出し、最も近い整数にする。

$$1 \text{ 日当たりの画像数} = 0.50 \times \text{ipm}^2$$

例えば、速度が14ipmの機器は、1日当たりの画像数 $= 0.50 \times 14^2 = 98$ となる。

ウ、1日当たりの画像数を1日当たりのジョブ数で除して、ジョブ当たりの画像数を算出し、最も近い整数に切り捨てる。

複写機に必要な画像原本数：20ipm未満の複写機の場合、規定された画像ごとに原本を一つ用意する。

画像数の多いジョブ（製品速度が20ipm以上の複写機の場合）は、特に原稿送り装置の容量制限により、原本と必要な画像数を同じにできない可能性がある。そのため、20ipm以上の複写機では、原本の数が10以上であれば、原本ごとに複数のコピーを作成してもよい。この場合、規定の画像数よりも多く画像を作成する可能性がある（例：ジョブ当たり39画像が規定される50ipmの機器は、原本10枚を4回複写し、あるいは原本13枚を3回複写して試験する。）

複合機：複合機は、プリント機能がない場合、複写機として同様に扱われる。

②測定手順

プリント機能付き複合機の測定手順（表(1)）又は複写機若しくはプリント機能のない複合機の測定手順（表(2)）に示される手順に従い測定を実施する。全ての消費電力量はワット時（Wh）で記録し、全ての時間は秒単位又は分単位で記録する。試験を開始する前に、電力管理の初期設定移行時間が出荷時の状態になっているか、また機器に十分な用紙がセットされているかを確認する。測定手順において、「電力計をゼロに合わせる」という表現があるが、これは電力計の目盛を文字通りゼロに合わせるのではなく、その時間の積算消費電力量を記録して達成される。

点検及び保守モード：点検及び保守モード（カラー校正を含む。）は測定に通常含まれない。これらのモードが測定中に4回実行されるジョブの2回目以降に発生する場合は、そのジョブを無効にし、ジョブ4の直後に代替ジョブを実行する。全ての場合において、ジョブは15分間ごとに実行される。

表(1)

手順	段階の初期状態	記録（段階の終了時）		測定される状態
段階 1	機器に計測器を接続する。計測器の目盛をゼロに合わせる。段階2の開始まで待機する（5分間以上）。	オフ	オフ時の消費電力量	オフ
			機器のスイッチを入れるまでの時間	
段階 2	機器のスイッチを入れる。機器が稼働準備（レディー）モードに入ったことを示すまで待機する。	オフ	—	—
段階 3	出力画像が少なくとも一つあるジョブを印刷するが、	稼働準備（レディー）	1枚目の用紙が製品から排出されるまでの時間	—

	ジョブ表に従い、ジョブを一つだけ実行する。機器が最終スリープモードに入ったことを計測器が示すまで待機する。			
段階 4	計測器の目盛をゼロに合わせる。1 時間待機する。	スリープ	スリープ時の消費電力量	スリープ
段階 5	計測器と計時装置の目盛をゼロに合わせる。ジョブ表に従ってジョブを一つ実行（印刷）する。計時装置が15分経過したことを示すまで待機する。	スリープ	ジョブ 1 の消費電力量	復帰、稼働及び稼働準備（レディー）
			1 枚目の用紙が、機器から排出されるまでの時間	
段階 6	段階 5 を繰り返す。	稼働準備（レディー）	ジョブ 2 の消費電力量	同上
			1 枚目の用紙が、機器から排出されるまでの時間	
段階 7	段階 5 を繰り返す（稼働時間の測定なし。）。	稼働準備（レディー）	ジョブ 3 の消費電力量	同上
段階 8	段階 5 を繰り返す（稼働時間の測定なし。）。	稼働準備（レディー）	ジョブ 4 の消費電力量	稼働準備（レディー）及びスリープ
段階 9	計測器と計時装置の目盛をゼロに合わせる。機器が最終スリープモードに入ったことを計測器又は機器が示	稼働準備（レディー）	最終時間（最終ジョブ開始の15分後から最終スリープモードに入るまでの時間）	ー

	すまで待機する。		最終消費電力量	
--	----------	--	---------	--

(注記)

段階 1：測定誤差を低減するために、オフの測定時間を延長してもよい。オフ時の消費電力は T E C 計算に使用されないことに留意する。

段階 2：機器に稼働準備（レディー）インジケータが装備されていない場合、消費電力値が稼働準備水準に安定するまで待機する。

段階 3：1 枚目の用紙が製品から排出されるまでの時間を記録した後、残りのジョブを中止してよい。

段階 5：ジョブの開始から計測して 15 分とする。機器は、計測器と計時装置の目盛をゼロに合わせる 5 秒以内に、消費電力の増加を示さなければならない。これを確実にするために、目盛をゼロに合わせる前の印刷開始を検討する。

段階 6：スリープから稼働準備（レディー）への移行遅延時間のごくわずかである機器は、段階 6～8 をスリープから開始してよい。

段階 9：機器に複数のスリープモードが装備されている場合は、最後のスリープモードを除く全てのスリープモードが最終時間に含まれるが、スリープモードが一つしかない場合は、最終時間にスリープモードは含まれない。

画像の送信：各画像は個別に送信される。同じ書類上の画像を使用してよいが、それらの画像が単一画像の複製であってはならない。

ファクシミリ：1 ジョブにつき 1 画像を使用する。簡易複写機能を使用するため、その測定用画像の用紙を原稿送り装置に入れなければならないが、測定開始前に準備してよい。原稿送り装置がない場合は、その用紙をプラテン上に置く。

表(2)

手順	段階の初期状態	記録（段階の終了時）	測定される状態	
段階 1	機器を計測器に接続する。計測器の目盛をゼロに合わせる。試験開始を待つ（5 分間以上）。	オフ	オフ時の消費電力量	オフ
			機器のスイッチを入れるまでの時間	
段階 2	機器のスイッチを入れる。機器が稼働準備（レディー）モードに入ったことを示すまで待機する。	オフ	—	—
段階 3	画像が少なくとも一つあるジョブを複写するが、ジョブ表に	稼働準備（レディー）	1 枚目の用紙が、機器から排出されるまでの時間	—

	従い、ジョブを一つだけ実行する。機器が最終スリープモードに入ったことを計測器が示すまで待機する。			
段階 4	計測器の目盛をゼロに合わせて、1 時間待機する。1 時間経過する前に機器がオフ状態になった場合は、スリープ時の時間と消費電力量を記録する。その場合も、段階 5 に移る前に 1 時間待機する。	スリープ	スリープ時の消費電力量	スリープ
			スリープ時間	
段階 5	計測器と計時装置の目盛をゼロに合わせる。ジョブ表に従ってジョブ（複写）を一つ実行する。計時装置が15分経過したことを示すまで待機する。	スリープ	ジョブ 1 の消費電力量	復帰、稼働、稼働準備（レディー）、スリープ及び自動オフ
			1 枚目の用紙が、機器から排出されるまでの時間	
段階 6	段階 5 を繰り返す。	稼働準備（レディー）	ジョブ 2 の消費電力量	同上
			1 枚目の用紙が、機器から排出されるまでの時間	
段階 7	段階 5 を繰り返す（稼働時間の測定なし。）。	稼働準備（レディー）	ジョブ 3 の消費電力量	同上
段階 8	段階 5 を繰り返す（稼働時間の測定なし。）。	稼働準備（レディー）	ジョブ 4 の消費電力量	同上
段階 9	計測器と計時装置の目盛をゼロに合わせ	稼働準備（レディー）	最終消費電力量	稼働準備（レディー）及びスリープ
			最終時間（ジョブ	

	る。機器が自動オフモードに入ったことを計測器又は機器が示すまで待機する。		4 開始の15分後から自動オフに入るまでの時間)	
段階10	計測器の目盛をゼロに合わせる。試験時間が終了するまで待機する（5分間以上）。	自動オフ	自動オフ時の消費電力量	自動オフ

(注記)

段階1：測定誤差を低減するために、オフの測定時間を延長してもよい。オフ時の消費電力はTEC計算に使用されないことに留意する。

段階2：機器に稼働準備（レディー）インジケータが装備されていない場合、消費電力値が稼働準備水準に安定するまで待機する。

段階3：1枚目の用紙が機器から排出されるまでの時間を記録した後、残りのジョブを中止してよい。

段階4：この時間内に機器のスイッチがオフになる場合、その時点のスリープ時の消費電力量とその時間を記録する。段階5を開始する前に、最終スリープモードに入ってから1時間経過するまで待機する。スリープ時の消費電力値はTEC計算に使用されない。また、機器が1時間以内に自動オフに入る可能性があることに留意する。

段階5：ジョブの開始から計測して15分とする。製品は本試験方法で評価されるために、ジョブ表で要求されているジョブを15分のジョブ間隔以内に完了できなければならない。

段階6：スリープから稼働準備（レディー）への移行遅延時間がごくわずかである機器は、段階6～8をスリープ又は自動オフから開始してよい。

段階9：段階9の開始以前に機器が既に自動オフに入っている場合、最終消費電力量と最終時間の値は、ゼロである。

段階10：精度を高めるために自動オフの時間を延長してよい。

測定用画像：試験開始前に画像の原本を原稿送り装置に用意してよい。機器に原稿送り装置がない場合は、プラテン上に置いた原本1枚から画像を複写する。

③算出式：

1) 全ての製品機種に共通する式

- ・ジョブに必要な平均消費電力量＝（ジョブ2＋ジョブ3＋ジョブ4）／3
- ・1日当たりのジョブに必要な消費電力量＝（ジョブ1×2）＋{（1日当たりのジョブ数－2）×ジョブに必要な平均消費電力量}

2) TEC値

- ・1日当たりの自動オフ時の消費電力量＝[24時間－{（1日当たりのジョブ数／4）＋（最終時間×2）}]×自動オフ時の消費電力
- ・1日当たりの消費電力量＝1日当たりのジョブに必要な消費電力量＋（2×最終時の消費電力

量) + 1 日当たりの自動オフ時の消費電力量

$$\cdot \text{TEC} = (1 \text{ 日当たりの消費電力量} \times 5) + (\text{自動オフ時の消費電力} \times 48)$$

四十九 省エネルギー型複合機（複合機（複写機、プリンタ、スキャナ又はファクシミリの機能のうち二つ以上の機能を実行する、単一きょう体又は機能的に統合された構成装置をいう。）のうち、消費電力量が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準TEC値を上回らないものに限る。）

区分		基準TEC値
種別	製品速度 (ipm)	
モノクロ複合機	10ipm以下	$E = 1.5$
	10ipm超26ipm以下	$E = 0.10 \times \text{ipm} + 0.5$
	26ipm超68ipm以下	$E = 0.35 \times \text{ipm} - 6.0$
	68ipm超	$E = 0.70 \times \text{ipm} - 30.0$
カラー複合機	26ipm以下	$E = 0.10 \times \text{ipm} + 3.5$
	26ipm超62ipm以下	$E = 0.35 \times \text{ipm} - 3.0$
	62ipm超	$E = 0.70 \times \text{ipm} - 25.0$

（備考）TEC値の算出において、①測定要件及び②測定手順は、省エネルギー型複写機と同様とする。③算出式は、下のとおりとする。

（プリント機能付き複合機の場合）

・ 1 日当たりのスリープ時の消費電力量

$$= [24 \text{ 時間} - \{ (1 \text{ 日当たりのジョブ数} / 4) + (\text{最終時間} \times 2) \}] \times \text{スリープ時の消費電力}$$

・ 1 日当たりの消費電力量 = 1 日当たりのジョブに必要な消費電力量 + (2 × 最終時の消費電力量) + 1 日当たりのスリープ時の消費電力量

$$\cdot \text{TEC} = (1 \text{ 日当たりの消費電力量} \times 5) + (\text{スリープ時の消費電力} \times 48)$$

（プリント機能のない複合機の場合）

・ 1 日当たりの自動オフ時の消費電力量 = [24 時間 - { (1 日当たりのジョブ数 / 4) + (最終時間 × 2) }] × 自動オフ時の消費電力

・ 1 日当たりの消費電力量 = 1 日当たりのジョブに必要な消費電力量 + (2 × 最終時の消費電力量) + 1 日当たりの自動オフ時の消費電力量

$$\cdot \text{TEC} = (1 \text{ 日当たりの消費電力量} \times 5) + (\text{自動オフ時の消費電力} \times 48)$$

五十 高効率テレビジョン受信機（省エネ法施行令第18条第4号に掲げるテレビジョン受信機（液晶パネル又は有機ELディスプレイパネルを有するものに限る。）のうち、テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号）の2-2に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に、2K未満の液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては100分の135を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないもの、2K以上4K未満の液晶テレビにあっては100分の112を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないもの、4K以上の液晶テレビにあっては100分の141を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないもの、有機ELパネルを有する液晶テレビにあっては100分の122を乗じて小数点以下1桁未満の

端数を切り捨てた数値を上回らないものに限る。)

区分		基準エネルギー消費効率
パネル種類	画素数	
液晶	2 K未満	$E = 0.00407A + 30.08$
	2 K以上 4 K未満	$E = 0.00605A + 56.13$
	4 K以上	$E = 0.00728A + 62.99$
有機EL	—	$E = 0.02136A - 16.40$

(備考)

- 「2 K」とは、垂直方向の画素数が1080、かつ、水平方向の画素数が1920のものをいう。
- 「4 K」とは、垂直方向の画素数が2160、かつ、水平方向の画素数が3840のものをいう。
- E及びAは次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）
A：画面面積（単位 平方センチメートル）
- 次の表に掲げる付加機能を有するものについては、当該高効率テレビジョン受信機に係るエネルギー消費効率から、当該高効率テレビジョン受信機が有する付加機能の区分に応じ、同表の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

付加機能	想定消費電力量 (kWh／年)
2 Kチューナーを2つ以上内蔵	2.8
4 Kチューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵 (HDD3.5インチ)	11.0
録画装置内蔵 (HDD2.5インチ)	4.8
録画装置内蔵 (SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵 (4 K以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵 (4 K未満に対応)	16.7
動画倍速表示 (4 K以上に対応)	18.3
動画倍速表示 (4 K未満に対応)	17.0

(備考) 「動画倍速表示」とは、1秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

五十一 削除

五十二 高効率家庭用ガス調理機器（省エネ法施行令第18条第13号に掲げるガス調理機器のうち、そのこんろ部、グリル部及びオーブン部の性能について、ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第315号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、それぞれ次の表1から表3までの左欄に掲げる区分ごとにそれぞれの表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、こんろ部にあつては下回らないもの、グリル部及びオーブン部にあつては上回らないものに限る。）

表1（こんろ部）

区分			基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

(備考)

- 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

表2 (グリル部)

区分		基準エネルギー消費効率
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	$E = 25.1V_g + 123$
	水なし	$E = 25.1V_g + 16.4$
両面焼き	水あり	$E = 12.5V_g + 172$
	水なし	$E = 12.5V_g + 101$

(備考)

- 1 E及び V_g は、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率
 V_g ：庫内容積（単位 リットル）
- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁を四捨五入した数値とする。

表3 (オープン部)

区分	基準エネルギー消費効率
設置状態	

卓上形又は据置形	$E = 18.6 V_o + 306$
組込形	$E = 18.6 V_o + 83.3$

(備考)

- 1 E及び V_o は、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率

V_o ：庫内容積（単位 リットル）

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁を四捨五入した数値とする。

五十三 高効率家庭用ガス温水機器（省エネ法施行令第18条第14号に掲げるガス温水機器のうち、ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第316号）の3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

区分			基準エネルギー消費効率
区分名	用途	通気方式	
I	ガス瞬間湯沸器	自然通気式	$\eta = 77.50$
II		強制通気式	$\eta = 84.37 \times \alpha \text{ II i}$
III	ガスふろがま		$\eta = 87.21 \times \alpha \text{ III i}$
IV	ガス暖房機器		$\eta = 90.32$

(備考)

- 1 η は次の数値を表すものとする。

η ：基準エネルギー消費効率（単位 パーセント）

- 2 $\alpha \text{ II i}$ は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄の値に掲げる数値とする。

構造の種類		$\alpha \text{ II i}$
構造名	構造	
II－1	壁貫通型	0.9998
II－2	壁組込型	0.9869
II－3	強制給排気式	0.9900
II－4	強制排気式（従来型に限る。）	0.9661
II－5	レンジフード一体型（従来型に限る。）	0.8415
II－6	その他	1.0000

- 3 $\alpha \text{ III i}$ は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		$\alpha \text{ III i}$
構造名	構造	
III－1	壁貫通型	0.9839

Ⅲ－２	壁組込型（従来型に限る。）	0.9576
Ⅲ－３	その他	1.0000

- ４ 「壁貫通型」とは、日本産業規格Ｓ２０９２（２０１０）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（ＢＦ）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって日本産業規格Ｓ２０９２（２０１０）の表２－屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。
- ５ 「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって日本産業規格Ｓ２０９２（２０１０）の表２－屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。
- ６ 「強制給排気式」とは、日本産業規格Ｓ２０９２（２０１０）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式（ＦＦ）の機器をいう。
- ７ 「強制排気式」とは、日本産業規格Ｓ２０９２（２０１０）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（ＦＥ）の機器をいう。
- ８ 「レンジフード一体型」とは、日本産業規格Ｓ２０９２（２０１０）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（ＦＦ－Ｗ）の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が４０ミリメートル以下の機器をいう。
- ９ 「従来型」とは、日本産業規格Ｓ２０９１（２０１３）の４．４のａ）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

五十四 高効率家庭用石油温水機器（省エネ法施行令第１８条第１５号に掲げる石油温水機器のうち、石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成１４年経済産業省告示第４３５号）の３（２）に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

区分				基準エネルギー消費
区分名	用途		加熱方式	効率
I	給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	$\eta = 89.68 \times \beta \quad \text{I i}$
II			貯湯式急速加熱形	$\eta = 76.88$
III		浴用あり	瞬間形	$\eta = 90.01 \times \beta \quad \text{III i}$
IV			貯湯式急速加熱形	$\eta = 76.07$
V	暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	$\eta = 87.06 \times \beta \quad \text{V i}$

（備考）

- １ η は次の数値を表すものとする。

η ：基準エネルギー消費効率（単位 パーセント）

- ２ $\beta \text{ Ⅰ i}$ は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		$\beta \text{ Ⅰ i}$
構造名	構造	
Ⅰ－１	圧力噴霧式	0.9585
Ⅰ－２	その他	1.0000

- ３ $\beta \text{ Ⅲ i}$ は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		β III i
構造名	構造	
III－１	圧力噴霧式	0.9492
III－２	その他	1.0000

- 4 β V iは次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		β V i
構造名	構造	
V－１	オン－オフ制御式（従来型に限る。）	1.0051
V－２	その他	1.0000

- 5 「圧力噴霧式」とは、日本産業規格 S 3031（2009）の4.1の表2の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。

- 6 「オン－オフ制御式」とは、日本産業規格 S 2091（2013）の4.4のe）の3）の制御及び制御装置に規定するオン－オフ制御の方式の機器をいう。

- 7 「従来型」とは、日本産業規格 S 2091（2013）の4.4のa）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

五十五 高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機（省エネ法施行令第18条第26号に掲げる電気温水機器のうち、電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第38号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

区分				基準エネルギー消費効率
想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	
少人数	一	一	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7
標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1
			寒冷地仕様	2.7
		320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5
			寒冷地仕様	2.9
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2
			寒冷地仕様	2.7
	多缶	一	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7

(備考)

- 1 「貯湯容量」とは、日本産業規格C9220(2018)「家庭用ヒートポンプ給湯機」に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量を指す。
- 2 「寒冷地仕様」とは、日本産業規格C9220(2018)に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様を指す。

五十六 コンバインドサイクル発電設備(ガスタービンを駆動して発電を行う設備(ガスタービンを駆動した後に発生する排ガスをボイラーに導いて熱回収を行い、発生する蒸気を汽力発電に利用するものに限る。))のうち、熱効率(高位発熱量で算出した定格負荷運転時の発電端における設計値をいう。))が50パーセント以上のものに限る。)

五十七 高効率配線設備(440ボルト及び254ボルトの公称電圧で負荷機器に電気を供給するための配線設備をいう。)

五十八 高効率圧縮機(圧縮機のうち、インバータ方式によりロータの回転数の制御を行うものであって、日本産業規格B8340に規定する方法により測定した50パーセント負荷時の圧縮機効率が80パーセント以上のものに限る。)

五十九 高効率射出成形機(型開閉機構、計量機構又は射出機構のいずれかを有する機器のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。)

イ サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの

ロ 電動化機構により型開閉、計量又は射出のいずれかを行うもの

3 法第2条第3項第3号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。

一 燃料電池設備(水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のものに限る。)

二 電気自動車(原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機のみを搭載した自動車のうち、半導体インバータ方式により当該電動機を制御する機構を有するものに限る。)

三 燃料電池自動車(原動機として燃料電池(水素及び酸素の化学反応により電気を発生させる装置をいう。この項において以下同じ。))又は燃料電池及び蓄電装置(制動時のエネルギーの回生を行うことにより生じる電気又は当該燃料電池から生じる電気のみを蓄えるものに限る。))によって駆動する電動機のみを搭載した自動車のうち、半導体インバータ方式により当該電動機の制御を行う機構を有するものに限る。)

四 発光ダイオード照明装置(発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。)

イ 投光器及び防犯灯を除くLED明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1) 固有エネルギー消費効率が表1に掲げる基準値以上であること

(2) 演色性は平均演色評価数Ra80以上であること(ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること)

ロ 投光器及び防犯灯であるLED照明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1) 固有エネルギー消費効率が表2に掲げる基準値以上であること

(2) 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること

ハ 電球形LEDランプのうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1) ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、表3に示された光源色

の区分ごとのエネルギー消費効率の基準値以上であること

(2) 上記(1)以外の場合は、エネルギー消費効率が表4に示された光源色の区分ごとのエネルギー消費効率の基準値以上であること（ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率が50ルーメン毎ワット以上であること）

(3) 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。

表1

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120ルーメン毎ワット
昼白色	
白色	
温白色	85ルーメン毎ワット
電球色	

(注記)

- 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300ミリメートル以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものにあつては固有エネルギー消費効率の基準を95ルーメン毎ワット、温白色及び電球色のものにあつては固有エネルギー消費効率の基準を80ルーメン毎ワットとする。
- 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130ルーメン毎ワットとする。

表2

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105ルーメン毎ワット	80ルーメン毎ワット
昼白色		
白色		
温白色	90ルーメン毎ワット	対象外
電球色		

表3

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	110.0ルーメン毎ワット
昼白色	
白色	
温白色	98.6ルーメン毎ワット
電球色	

(注記) 次のいずれかに該当する場合は、表4に掲げる固有エネルギー消費効率の基準以上であること

- ①電源電圧50V以下のもの

②平均演色評価数Raが90以上のもの

③調光器対応機能付きのもの

表 4

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	80ルーメン毎ワット
昼白色	
白色	
温白色	70ルーメン毎ワット
電球色	

(注記) 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表4に掲げる固有エネルギー消費効率の基準から5ルーメン毎ワットを差し引いた値とする。なお、当該ランプのエネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(備考)

- 1 「光源色」は、日本産業規格Z9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、「LED照明器具」及び「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。
- 3 「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具、投光器並びに防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、対象外とする。
- 4 LED照明器具の「固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 5 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、日本産業規格C7801（一般照明用光源の測光方法）及び日本産業規格C8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法-第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 6 「ダウンライト」とは、日本産業規格Z8113（1998）「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
- 7 「高天井器具」とは、日本産業規格Z8113（1998）「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000ルーメン以上のものをいう。
- 8 「投光器」とは、日本産業規格Z8113（1998）「照明用語」に規定される投光器をいう。
- 9 「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- 10 LED照明器具の全光束測定方法については、日本産業規格C8105-5（2011）（照明器具-第5部：配光測定方法）に準ずるものとする。
- 11 「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形形状であり、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。

12 「ランプの種類及び形状がA形」とは、日本産業規格C8158（一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超））に規定する種類及び形状を表す記号が「A形（LDA）」であるものをいう。また、「口金の種類がE26又はE17」とは、同日本産業規格の口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。

五 定置用蓄電設備（据置式のものに限る。）

六 高断熱窓装置（建物の開口部に設置される断熱窓装置をいう。）

七 センサ、制御系及び駆動系を有して自律的に作動する機械類であって、工場又は事業場におけるエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度の低減に資すると認められるもの（1の各号、2の各号、3の第1号から第6号まで、4の各号及び5の各号に掲げるものを除く。）

4 法第2条第3項第4号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の物とする。

一 原子力発電設備に使用される専用部分品（ただし、次のイからニまでのいずれかに該当するものに限る。）

イ 原子炉圧力容器

ロ 制御棒駆動装置

ハ 蒸気発生器

ニ 核燃料集合体

二 充電機能付電力併用自動車用電池（電力併用自動車の駆動用動力源の一つとして使用されるリチウムイオン蓄電池をいう。）

三 電気自動車用電池（電気自動車の主電源として使用されるリチウムイオン蓄電池をいう。）

四 低燃費航空機に使用される専用部分品（ただし、次のイからチまでのいずれかに該当するものに限る。）

イ 主翼用構造

ロ 尾翼用構造

ハ 胴体用構造

ニ 中央翼用構造

ホ 脚機構

ヘ ジェットエンジン圧縮機用機構

ト ジェットエンジン燃焼器用機構

チ ジェットエンジンタービン用機構

五 発光ダイオード照明装置に使用される照明専用白色発光ダイオード

5 法第2条第3項第5号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。

一 高効率変圧器専用のリアクトル（定格電圧が230ボルト以上のものに限る。）、避雷器、遮断器（漏電遮断器を除く。）、負荷開閉器、高圧カットアウト又は保護継電器

二 高効率照明器具専用の安定器

三 発光ダイオード照明装置専用の直流電源装置

四 電気自動車専用の急速充電設備（電気自動車に充電するための設備であって、交流電流を直流電流に整流する機構及び電気自動車に搭載した蓄電池の充電を制御する機構を有するものに限る。）

五 風力発電装置に接続する周波数変動制御装置（系統周波数が上昇又は低下した場合に、あらかじめ設定した範囲内に発電出力を自動制御し、系統周波数の回復及び維持に寄与する運転を行う装置をいう。）

- 六 風力発電装置に接続する発電出力制御装置（複数の風力発電装置から構成される風力発電所が接続する送配電系統の連系点における発電出力を制御するため、系統側及び風力発電所側の監視及び制御を行う装置をいう。）
- 七 風力発電装置に接続する異常検出装置（風力発電装置の主要装置（ブレード、主軸受、増速機、発電機等をいう。）に取り付けた測定用センサによりデータの収集を遠隔で行い、その収集されたデータを基に部品の異常を検出する装置をいう。）
- 八 風力発電装置に接続する遠隔出力制御装置（電気事業者からの求めに応じ、遠隔で出力の抑制を行う装置をいう。）
- 九 定置用蓄電設備（１の第１号、第２号、第４号、第５号又は第９号に掲げる機器、装置又は設備に接続するものであって、据置式のものに限る。）
- 十 電線路（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）第１条第８号に規定する電線路をいい、１の第１号、第２号、第４号、第５号若しくは第９号に掲げる機器、装置若しくは設備又はその附属設備（前号に掲げる定置用蓄電設備を含む。）と電氣的に接続するものに限る。）